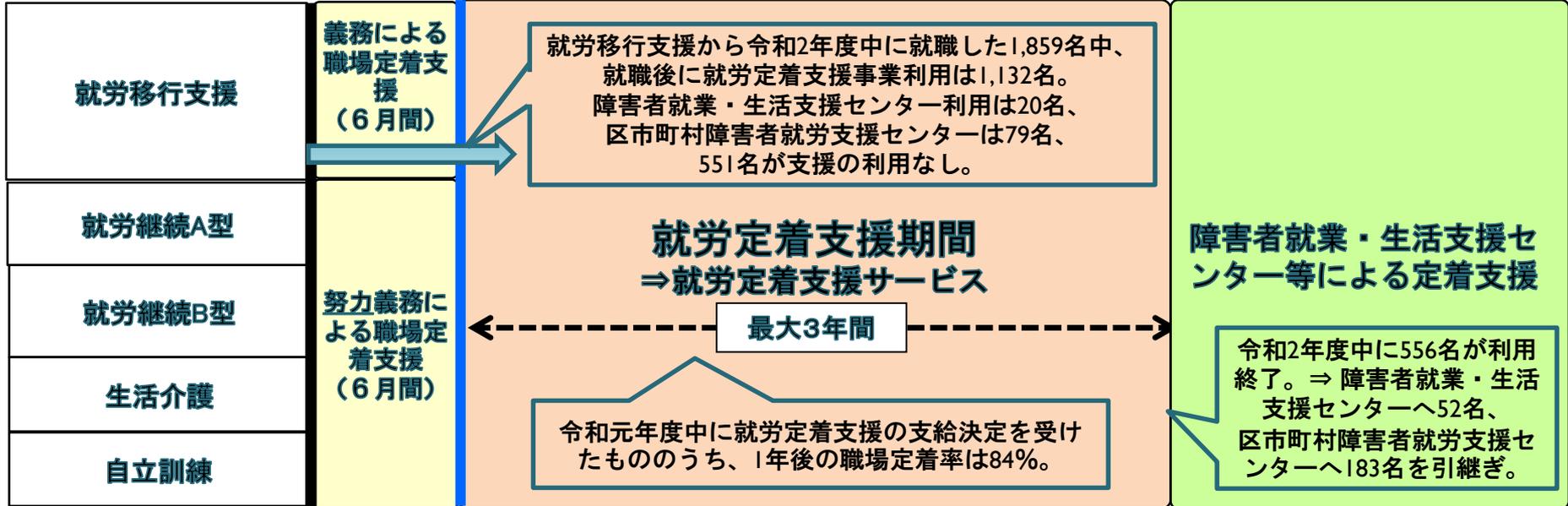


◆障害福祉サービスにおける定着支援の流れイメージ

資料6



(人数・データは令和3年8月調査時点)

- 就労移行支援の利用を経て一般就労した者について、就労移行支援事業所による6か月間の職場への定着支援の義務期間を経過した後に、サービスの利用を開始する。
- 就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労した者について、就労継続支援・生活介護・自立訓練事業所による6か月間の職場への定着支援の努力義務期間を経過した後に、サービスの利用を開始する。
- 最大3年間の就労定着支援期間の終了前後には、必要に応じて、障害者就業・生活支援センター等への引継ぎを行う。